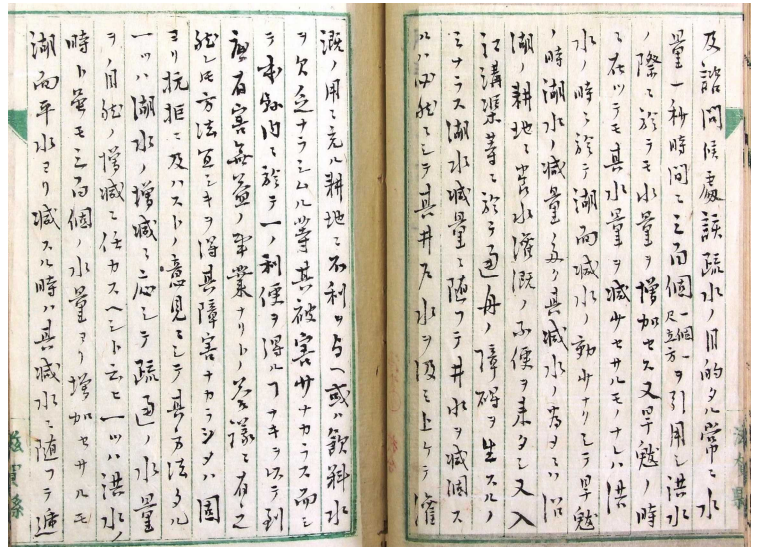
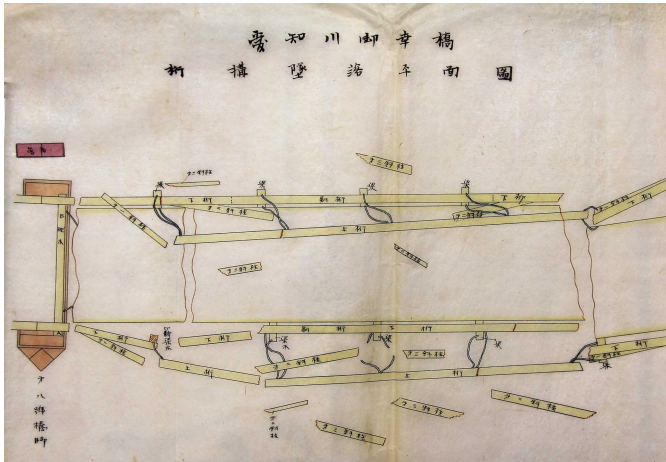


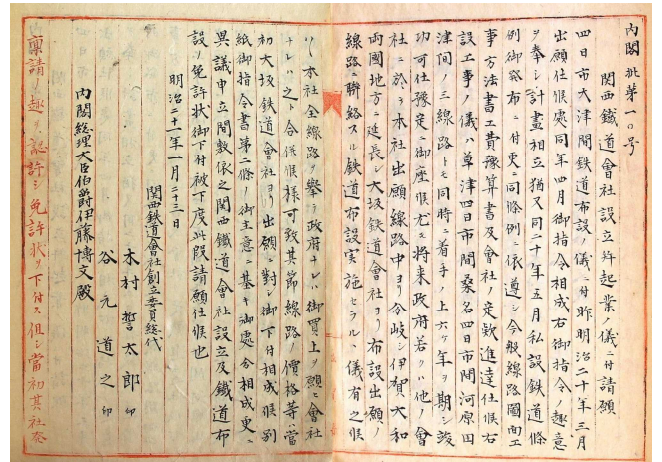
⑦「瀬田川浚渫の件」明治期【資 31】



⑤「琵琶湖疏水の儀に付上申」明治 17 年 3 月 19 日【明ね 33 (17)】



⑧「御幸橋破損箇所之図面」明治 24 年 10 月 26 日
【明に 20 (12)】



⑥「関西鉄道会社設立并起業請願」明治 21 年 1 月 23 日
【明と 51 合本 3 (3)】

明治二十年代の土木工事

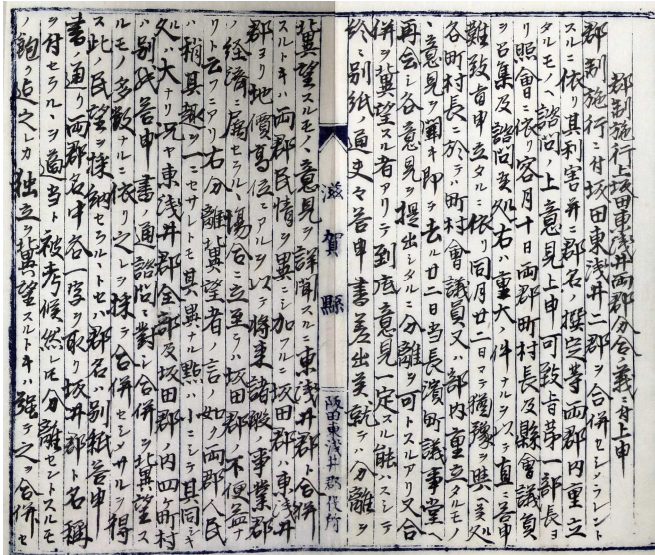
明治十六年、京都府より琵琶湖疏水開削計画が提案されます。これは、琵琶湖の水を常時一定量、京都府へと流すための水路を作る計画でした。滋賀県は「到底有害無益ノ事業」と開削には批判的でした（史料⑤）、結局、明治十八年には工事が始められ、同二十三年三月に琵琶湖疏水は完成しました。

史料⑥は、関西鉄道の設立請願書です。明治二十二年、これまでは湖上汽船により連絡していた大津・長浜間と JR 草津線の前身・関西鉄道がともに開通し、県内の交通は益々発展していきます。

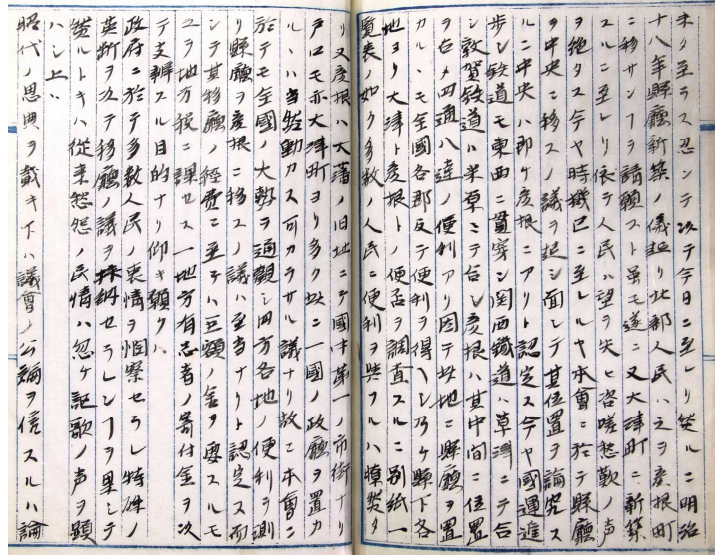
史料⑦は、瀬田川治水に関する文書です。古くからの懸念事項であるこの問題は、明治四十一年の瀬田川（淀川）改修工事完成により一旦落着きます。

しかしそれまでの道のりは厳しく、明治二十年代の岩崎知事（同二十三年）、大越知事（同二十五年）による内務大臣への工事請願は、いずれも大阪や京都の反対により不認可と判断されています。とはいえ、大越知事の請願に対しては、道馬ヶ島付近のみ県会議決の上で許可するという但し書き付で、瀬田川治水に向けた一歩を踏み出すことができたのです。

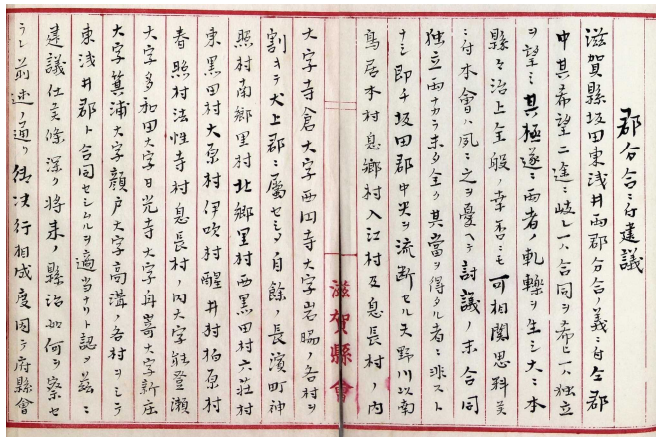
史料⑧は、明治二十四年十月二十四日の橋渡式中に墜落した愛知川御幸橋に関する文書で、橋の破損箇所を示した絵図です。墜落の原因については県会でも議論が行われ、知事をはじめ設計者や監督者などの責任が問われました。



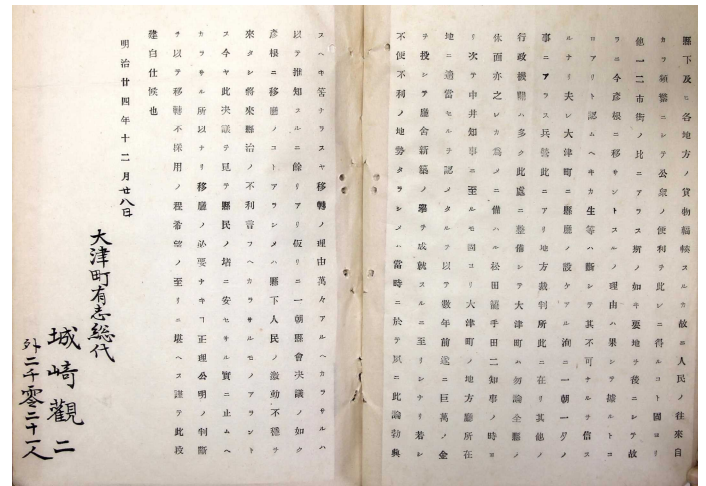
⑧「坂田・東浅井両郡分合の義に付上申」明治 23 年 10 月【明ふ 59 (2)】



⑨「県庁を彦根町に移すの建議」明治 24 年 12 月 16 日【明き 2 (4)】



⑩「郡分合に付建議」明治 24 年 12 月 12 日【明き 16 (32)】



⑩「県庁彦根町移転決議に付建白書」明治 24 年 12 月 28 日【明お 49 (2)】

白熱する滋賀県会

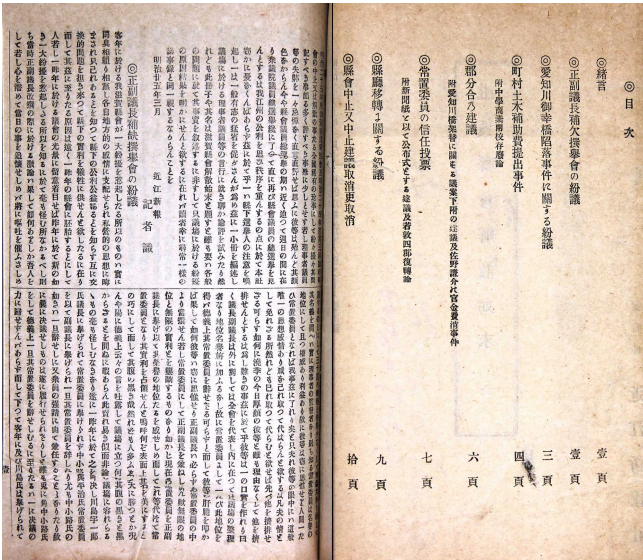
前述の瀬田川浚渫問題や御幸橋墜落事件でも、県会は「衆論紛々タル」状況であったようですが、まだまだ議題は尽きません。

◇県庁移転問題◇

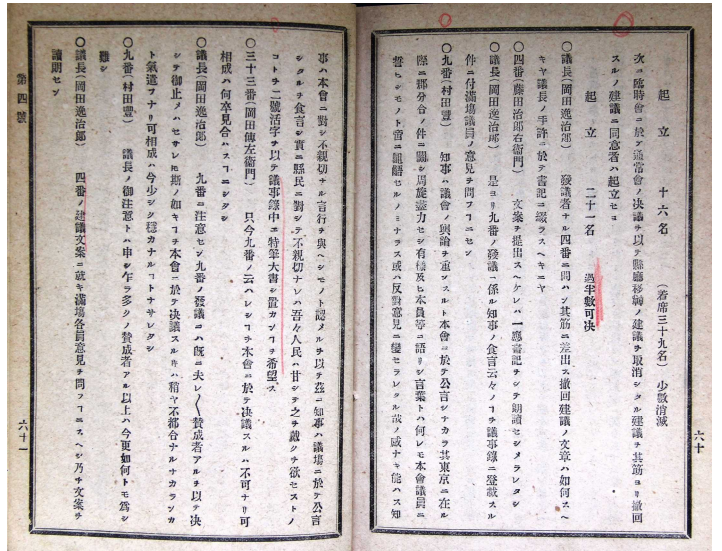
新県庁舎完成から間もない明治二十四年十二月の通常県会にて、唐突に提出された彦根町への県庁移転建議が可決されました(史料⑨)。以降、県庁移転をめぐる議論が始まり、大津町をはじめとする三千七百一人から移転反対建白書が提出されるなど(史料⑩)、県民を巻き込んだ大論争へと発展します。警察官まで動員されたこの論争は、同月二十二日の臨時県会において「建議の取り消し」が可決、見かねた大越知事により県会中止が命ぜられるまでに至ります。翌月に県会が再開すると、今度は「建議取り消しの取り消し」が可決されますが、県会の解散によりこの問題はうやむやのまま終りを迎えます。

◇郡分合問題◇

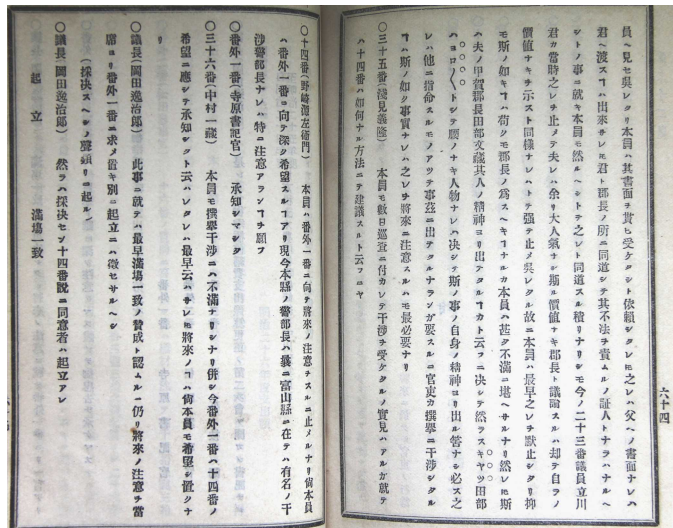
明治二十三年制定の郡制を県下に施行するため、滋賀県では郡分合に関する調査が進められていました。これまで一つの行政区として成り立っていた坂田・東浅井郡では、多数派の合併希望を採る旨が郡長より県に報告されます(史料⑪)。しかし、その後も分離派、合併派は互いに主張を譲らず、岩崎知事は合併をしても「到底協和結合ノ望ミナキ」と、郡分離を内務大臣に上申します【明こ 166 合本 3 (1)】。



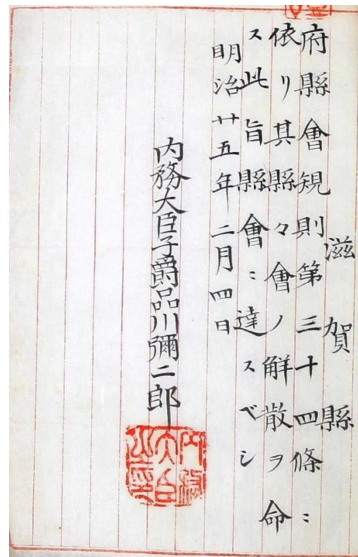
⑫「滋賀県会解散始末」明治 25 年 3 月 15 日【明お 52 (40)】



⑬「知事不信任議案」明治 25 年 1 月 6 日【県会日誌】(議会事務局蔵)



⑭「大越知事選挙干渉問題」明治 25 年 12 月 23 日【県会日誌】(議会事務局蔵)



⑮「県会解散命令」明治 25 年 2 月 4 日【明き 19 (15)】

この不信任決議を受けた大越知事は、「国ノ安寧ヲ妨害スル」事態として直ちに県会中止を命じました。同時に、「硬派」を名乗る派閥が他の議員を恐喝し議決を操作していると内務大臣に報告し、県会の解散を求めました。内務大臣はこれを聞き入れ、明治二十五年二月四日、ここに、県会史上「前代未聞」の県会解散命令が下されたのです(史料⑭)。

すると今度はこのことを耳にした合併派が激昂し、ますます両者の対立は激しくなります。その後、この問題は岩崎知事の転任、次いで就任した沖守固知事の辞任により、大越知事に引き継がれます。県会では、その解決策として坂田郡を流れる天野川で分離し、北部を東浅井郡、南部を犬上郡に合併する建議が提出の上、議決されました(史料⑯)。この議案を内務大臣へ建議する際の斡旋を求められた大越知事は、県会の意見を重んじると明言します。しかし実地調査の結果、大越知事は天野川での分離が現実的ではないことを悟り、県会の建議は不可能であると断言してしまいます。結局、知事の協力を得られなかった事もあり、天野川での分離は認められず県会は大いに激昂しました【明き 2 (4)】。

◇県会解散を命ず◇